駐在所だより　２０１７年１１月発行　回覧

ひがしかいがん

11月号

女性に対する暴力対策の推進

ひとりで悩まず、まず相談を！

配偶者からの暴力やストーカー行為は犯罪です。

暴力は、親しい間柄させ劣方り深刻であってもでは許ま卑るあり決はカーのいはよりしてありでがれん。ストー遭ただけ害なはあません。被害にる前に、茅ケ崎警察署にケ相談してください。

犯罪被害者支援活動の周知と同活動への参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底

～犯罪による被害の相談を受け付けています。～

本制度は、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の御遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った被害者本人に対して、加害者から賠償を受けられない場合に一定の要件のもとに国が給付金を支給することにより被害者の精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。詳しいことは茅ケ崎警察署警務課住民相談係、若しくは警察本部警務課被害者支援室０４５（２１１）１２１２内線２７０５にお問い合わせください。

《犯罪被害給付制度》

警察では、これら被害者の声に応えるべく警察本部や警察署に被害者相談窓口を設け、被害者各種の相談窓口を設け、被害者の方々から本人だけでなく、御家族の様々な相談に応じています。

▼被害相談窓口を御存じですか？

犯罪の被害者は、犯罪による直接的な被害（けがをする、お金を盗まれるなど）にわたって苦しめられています。長期にはなるなどの様々な精神的被害を受け、再び被害に遭うのではないかなどの不安感を始めとする